

情報公開及び個人情報保護に係る請求書等の様式について

(1) 公文書開示請求書

⇒ 市が保有する情報について、**※開示請求権者**が開示請求をする様式です。

(2) 公文書開示申出書

⇒ 市が保有する情報について、**開示請求権者以外の方**が開示申出をする様式です。（求めた情報が不開示となった場合、行政不服審査法の規定に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法の規定に基づく取消訴訟はできません。）

※開示請求権者

1. 市内に住所がある方
2. 市内に事務所や事業所がある個人・法人・その他の団体
3. 市内の事務所や事業所に勤務している方
4. 市内の学校に在学している方
5. 市が行う事務事業に利害関係がある方

(3) 保有個人情報開示請求書

⇒ 市が保有する自分の情報について、開示請求をする様式です。